

川崎市立井田病院働き方改革推進委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立井田病院院内委員会要綱に基づき、川崎市立井田病院働き方改革推進委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 川崎市立井田病院に勤務する病院職員の勤務環境を改善する取組をさらに進めるとともに、医師及び看護職員の負担の軽減ならびに処遇改善に関する取組計画を作成し、評価や見直しを行うため、川崎市立井田病院働き方改革推進委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 職員の勤務状況の把握
- (2) 職員の負担の軽減及び処遇の改善の必要性等についての提言
- (3) 医師及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の作成
- (4) 医師及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の達成状況の評価
- (5) 医師及び看護職員と関係職種の業務範囲等の院内規定の作成と整備
- (6) 医師及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する取組事項の公開
- (7) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる者で組織する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期期間とする。
- 3 委員は、辞任・解任されない限り、再任されるものとする。

(委員長・責任者)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長を充てる。また、委員長は医師の負担軽減の改善の必要性を提言する責任者を兼ねる。

- 2 委員長は看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関し提言を行う責任者（看

護職員)を指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長が委員の中からあらかじめ指名する委員長代理者がその職務を代行する。

(運営)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、第3条に掲げる事項について審議し、決定する。

3 委員会には委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局庶務課において処理をする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。